

# 「農業者所得補償制度を中心とする農政の展開・検証と国際交渉の帰趨」研究会

第5回研究会（2月6日）

テーマ：WTO農業交渉とTPP交渉の現状

報告者：農林水産省 坂井真樹国際部長

報告（要旨）

WTO及びTPP交渉の現状

農林水産省国際部長 坂井 真樹

WTO交渉はまさに行き詰まりの状況にある。昨年12月にジュネーブで第8回閣僚会合が開催されたが、いわゆるシングルアンダーテイキングでの各分野の包括合意は当面難しいことが再確認されたにとどまった。包括合意に代えて、合意可能な分野での先行合意を目指そうという意見も多く出たが、つまみ食いのな取り組みは結局はドーハラウンドの包括的合意を不可能なものにしてしまうという反対意見も強く、また、いざどの分野で先行合意を目指すかという話になると、各国の意見が一致する見通しは立たないといった状況である。

ドーハラウンドが開発をテーマとする交渉である以上、LDC対策をまず先行実施すべきという途上国の主張には一定の正当性があるが、香港閣僚会合で合意されたLDCからの輸出に対する無税無枠措置（関税を撤廃し、無税枠といった数量制限も行わない）を先行して実施する提案も、米国が繊維業界の反対にあって拒否したため、頓挫してしまった。こうした米国の反応を見て、中国、インド、ブラジルといった新興国も反発を強めている。現職の再選のかかった大統領選挙を迎え、米国がますます内向きになっていく中、年内にドーハラウンドが大きく動き出すことは考えられない。

ドーハラウンドが行き詰まる中、TPPをはじめとするEPA/FTAの動きが拡大している。TPP交渉は21分野と幅広い分野で展開されており、その中には、投資、競争、政府調達など、かつてはシンガポールイシューと言われ、途上国の反対でドーハラウンド

の交渉対象から外れた分野の他、労働、環境、医薬品関係をはじめとする知的所有権、国営企業と米国企業の関心分野が網羅されている。この中には、国営企業のように、これまでのEPA/FTAではほとんど取り上げられていない分野も含まれている。

TPP交渉では、10年以内の関税撤廃が原則とされており、参加国からの情報によれば、撤廃までの経過期間を10年より長くすることはできても、国内産業保護を目的とする関税撤廃からの除外を行うことは困難であると言われている。現在我が国は、既存の参加国9カ国と事前協議を実施しており、各国が我が国にどのような自由化を求めるのかを含め情報収集を行い、その結果を提供することとしている。政府として、できる限りの確かつ幅広い情報を提供して、昨年11月の総理声明にうたわれた、国民的な議論の充実に貢献することが求められている。